

全自動ウェスタンプロッセッシングシステム 一式

(搬入、据付、配線、調整を含む)

仕 様 書

令和8年4月

滋賀医科大学

会計課契約係
TEL:077-548-2036

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

ウェスタンブロッティングは、タンパク質の発現量や分子量、翻訳後修飾の解析に不可欠な基盤的手法であり、基礎研究から臨床研究まで幅広く用いられている。一方でウェスタンブロッティングは、電気泳動、転写、抗体反応、洗浄、検出といった多工程を伴い、操作が煩雑で熟練を要することから、実験者の時間的・身体的負担が大きい。特に十分な研究時間の確保が課題となっている臨床系研究者にとって、診療・教育と並行して手作業によりウェスタンブロッティングを行うことは困難なことが多い。本調達は、ウェスタンブロッティング工程を自動化することにより、操作の簡便化と再現性の向上を図り、基礎および臨床研究者がウェスタンブロッティング実験以外の思考・解析・研究活動に注力できる環境を整備することを目的とする。

2. 調達物品名及び構成内訳

全自動ウェスタンブロッティングシステム 一式
以上、搬入、据付、配線、調整を含む。

3. 技術的要件の概要

- 1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、II. 調達物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである。
- 2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- 3) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員において入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4. その他

1) 仕様に関する留意事項

- ① 提案する機器は、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合は、技術的要件を満たすことの証明、および納入期限までに製品化され、納入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に関しては、提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、またはどのように実現するかを、要求要件毎に具体的かつわかりやすく記載し、必要に応じて資料を添付すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分であると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提案された内容等について、問い合わせまたはヒアリングを行う場合があるので、誠実に対応すること。
- ④ 提案する機器が仕様を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明記すること。参照すべき箇所がカタログ、図面、仕様書等である場合には、アンダーラインを付したり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分をわかりやすく明示すること。

3) 導入に関する留意事項

- ① 導入スケジュールについては、本学と協議の上、その指示に従うこと。
- ② 搬入、据付、配線、調整に要するすべての費用は、本調達に含む。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

1. 全自動ウェスタンブロッティングシステム本体 一式
 - 1-1. 電気泳動からシグナル検出までのすべての工程がキャピラリー内で行われ、サンプル調製以外はすべて全自動であること。
 - 1-2. UV 光によりタンパク質をキャピラリー内に固定出来ること。
 - 1-3. 発光および蛍光による分子量測定が出来ること
 - 1-4. 測定範囲が 2~440 kDa 以内であること。
 - 1-5. 1 回のランで最大 25 サンプルを処理可能であること。
 - 1-6. 検出に必要なサンプル容量は、1 well 当たり 5 μ L 以下であること。
 - 1-7. 複数の標的タンパク質を同時に解析可能であること。

(性能、機能以外に関する要件)

2. 設置条件等
 - 2-1. 実験実習支援センター 2 階質量分析室 (202 号室) に搬入し、据付、配線、調整を行うこと。
 - 2-2. 本学が用意した一次側電源設備 (AC100V、6A) 以外に必要な設備があれば、供給者において用意すること。なお、これに要する費用は、本調達に含まれる。
3. 保守体制等
 - 3-1. 本装置の修理、部品供給、その他アフターサービスおよびメンテナンスについて、速やかに対応できる体制を有すること。
 - 3-2. 導入後 1 年以内に通常の使用により故障が生じた場合は、無償で修理又は交換を行うこと。
4. その他
 - 4-1. 日本語の使用説明書を 3 部提供すること。
 - 4-2. 利用者に対して、本装置の使用方法及び日常保守等についての教育訓練を、本学が指定する日時および場所において実施すること。